

令和4年度防災・減災に関する県民意識調査業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 公募事項

(1) 委託業務名

令和4年度防災・減災に関する県民意識調査業務

(2) 事業目的

本調査は、県民の地震・津波及び風水害等に対する認知度や日頃の防災対策等のデータを収集・分析し、今後の防災・減災対策に反映させることを目的とするものである。

(3) 業務内容

県民の意識調査を行い、結果を集計し統計的に分析したものを報告書としてまとめるものとする。業務内容の詳細は、令和4年度防災・減災に関する県民意識調査業務委託に係るプロポーザル事前説明会（以下、「事前説明会」という。）で説明することとし、また、企画書に係る仕様書及び調査項目案は当日配布する。

(4) 予定契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(5) 予算上限額

金8,756,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札等に関する参加を停止されていない者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 国税、県税について滞納していない者。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」（平成24年和歌山県告示第1522号）第3条に定める入札参加資格を有する者で、業務種目 大分類11測定・検査・調査研究等 小分類11調査研究・統計作業（社会経済分野）に該当する者。

(9) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者。

(10) 事前説明会に参加する者。

3 スケジュール(予定)

令和4年 7月14日（木） 事前説明会参加申込書提出期限

令和4年 7月19日（火） 事前説明会開催

令和4年 7月21日（木） 質疑書提出期限

令和4年 8月12日（金） 企画提案書等提出期限

令和4年 8月19日（金） 選定委員会（プレゼンテーション）

令和4年 8月下旬 選定結果通知・契約締結

令和4年 10月 アンケート調査実施

令和5年 2月28日（火） 報告書提出期限

4 応募手続

応募に係る手続等は、次のとおりとする。

(1) 事前説明会

ア 日時

令和4年7月19日(火) 13時30分から

イ 場所

和歌山県庁南別館2階 防災研修室205(和歌山市湊通丁北1丁目2-1)

ウ 内容

業務内容、企画書に係る仕様書の説明及び質疑応答

エ 参加申込

参加申込は令和4年7月14日(木) 17時まで(必着)に「事前説明会参加申込書」(別紙様式5)により、Email又はFAXで防災企画課あて提出すること。また、Email、FAXのタイトルに「【説明会参加申込】令和4年度防災・減災に関する県民意識調査業務委託」と明記すること。

なお、FAXにより提出した事業者は必ず電話で受信を確認すること。

(2) 提出書類及び提出期限 令和4年8月12日(金) 17時必着

ア 必ず提出する書類

(ア) プロポーザル参加申請書(別紙様式1)・・・1部

(イ) 誓約書(別紙様式2)・・・1部

(ウ) 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し・・・1部

(エ) 企画書(A4版・様式自由)・・・11部

事前説明会で配布する仕様書に基づき、これまでに実施した類似調査等の実績、分析の視点、アウトプットのイメージ(例:クロス集計による傾向分析)、実施スケジュール、アンケート回収率を向上させるための工夫、個人情報保護の体制等を記載すること。(カラーを使用する場合はカラーのものとする。)

なお、企画書に特許等の知的財産権が含まれる場合は、その旨を明記すること。

(オ) 見積書(様式自由)・・・1部

① 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

② 見積金額は、見積限度額を超えないこと。

(カ) 受託実績報告書(別紙様式3)・・・1部

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に該当がある場合に限る。

(キ) 事業経歴書(別紙様式4)・・・1部

人員体制等の欄には、各担当者が従事する業務内容等、本事業に実際従事する体制を詳細に記入すること。

イ 取得している場合に提出する書類

(ア) プライバシーマーク登録証の写し・・・1部

(イ) ISMS認定証の写し・・・1部

(3) 提出書類の受付

ア 受付場所 和歌山県総務部危機管理局防災企画課(以下、「防災企画課」という。)(和歌山県庁南別館3階)

イ 提出方法 受付場所へ持参すること。

なお、提出された書類については返却しないものとする。

(4) プロポーザルに関する質疑応答

本プロポーザルに関する質問は次の方法により提出すること。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、応募状況に関するもの、積算に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けないものとする。

ア 質疑書(別紙様式6)・・・1部

イ 提出期限 令和4年7月21日(木) 17時(必着)

ウ 提出場所 防災企画課

エ 提出方法 Email、FAX のいずれかによる。電話での問い合わせは受け付けない。
Email、FAX のタイトルに「【質問】令和4年度防災・減災に関する県民意識調査業務委託」と明記すること。

なお、FAX により提出した事業者は必ず電話で受信を確認すること。

オ 回答方法 令和4年7月25日（月）までに防災企画課ホームページに掲載する。

(5) プレゼンテーション

企画書の審査に当たり、提出者全員を対象としてプレゼンテーションを実施する。

また、プレゼンテーションの発表順は、企画関係書類の受付を行った順に後方から決定していくものとし、後日に時間等を連絡するものとする。

5 審査・選定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県総務部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査により行う。

選定委員会は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により公正な審査・評価を行い、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

なお、評価点が同点の場合、事業者選定委員による協議の上、契約候補者を選定する。

6 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 事業者が、複数の共同体に所属して、もしくは、共同体に所属しながら自らが単独で企画提案に参加すること。
- (7) 提出期限を過ぎて提出書類を提出すること。
- (8) 不足がある提出書類を提出すること。
- (9) 予算上限額を超えた見積額を提示すること。

7 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各委員の評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

8 審査結果

採用・不採用にかかわらず、書面により審査結果を通知する。

また、選定結果に関する下記の情報は防災企画課ホームページで公表する。

- (1) 委託候補者の名称及び評価点
- (2) 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

9 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した委託候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結することとする。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ これまで、国、地方公共団体等と種類や規模がほぼ同じ契約を締結し、すべて誠実に履行し、

かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき

10 その他

(1) 辞退

プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

なお、辞退により、今後の和歌山県との契約等について不利益な取扱いを受けることはない。

(2) 経費

プロポーザル参加に要する経費は、提案者の負担とする。

(3) 言語及び通貨

提出書類、プレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 県が必要と認めるときは追加資料を求めることがある。

(8) 企画提案書作成のために和歌山県から受領した資料は、和歌山県の了解なく公表、使用することはできない。

(9) 和歌山県による成果物の二次使用（ホームページへの掲載等）を認めること。また、成果物は、今後改訂作業等において、和歌山県が業務を委託する者が、再編集することを認めること。

(10) 業務上発生する未確認事項については、和歌山県と協議すること。

11 問合せ及び提出先

和歌山県総務部危機管理局防災企画課 企画班

担当者 森、瀬川

住所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地（和歌山県庁南別館3階）

TEL 073-441-2276（直通）

FAX 073-422-7652

Email e0114001@pref.wakayama.lg.jp

HP アドレス <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/>